

第23回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年5月25日(水) 9時26分～10時12分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

報告第2号 農地法第3条の規定による許可の取消し願いについて

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 農用地利用集積計画について

議案第25号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)の見直しについて

議案第26号 農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)
上脇 重樹 (管理係)

榎木 海斗 (管理係)

濱崎 春香 (管理係)

議長 (田嶋 輝男)

全員揃ったようようですので、定刻より若干早いようですけど、ただ今から第23回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、1番新穂 敏憲委員、2番 坂口 輝美委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第23回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。5月7日には、鹿児島県農業会議の5月定例常設審議委員会に出席いたしました。

5月12日には、鶴翔高校の農業後継者育成対策協議会の会計監査を行っています。

20日には、市町村農業委員会会長・事務局長会議に私と新坂次長と出

席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 報告第2号

農地法第3条の規定による許可指令書の取消し願いについてを議題といたします。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

おはようございます。

それでは、報告第2号につきましてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

本件の許可年月日は、平成28年〇月〇〇日、許可番号 指令第〇〇〇号であります。取消しの理由といたしましては、許可を受けた農地全てに抵当権が設定されており取引が不成立となったためであります。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は事務局の説明のとおり取り消すことにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については取り消すことに決定いたします。

日程第5 議案第23号

農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第23号について、説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。

5月16日、4番委員及び5番委員並びに事務局職員で現地調査を行いました。

本件は、一般住宅への転用を目的とする、使用貸借権設定です。

地図1ページをご覧ください。申請地は、〇〇小学校に近接し、〇〇〇〇〇〇の里道を挟んで南側に位置しております。

申請地は、住宅地等が連たんしている区域に近接し、農地の規模が10ヘクタール未満である農地の区域内にある市街地近接農地であり、第2種農地に該当します。

借主は、〇〇県〇〇〇〇市にお住まいの〇〇〇〇さんです。

〇〇さんは、配偶者の退職を機に、出身地である〇〇地区に帰郷されるに当たり自らが居住する一般住宅を建築するため、本件申請を行われました。

申請地は、ほぼ平坦な状態ですが、整地程度の盛土を行い、周囲にブロック塀を設置して建物が建築されます。

建物は、平家建とし、周辺農地への日照・通風等が不足しないよう配慮されています。

雨水及び合併浄化槽により処理した生活排水は、西側市道の側溝へ流下されます。

申請地の地積は〇〇〇平方メートルですが、そのうち南側の86

平方メートル，境界線から4.5メートルの幅については，市道から農地への通路として機能しており今回の転用計画においてもその機能は維持されます。よって，実際の一般住宅の敷地面積は〇〇〇平方メートルとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど，よろしく申し上げます。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員（堂後 委員）

それでは，農地法第5条第1項の規定による許可申請について報告します。

5月16日，4番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは報告いたします。

申請地周囲は，東側は申請地より1メートル程度高くなっている畑，北側は申請人（貸主）所有の畑，西側は市道，南側は宅地でございました。

申請地は，東側農地の営農のために，市道から当該農地への通路を4.5メートルの幅で設けてありますが，今回の転用計画においてもこの通路は維持されます。

建物は平家建てであり，境界線から一定程度離して建築されることから，周囲の農地への悪影響もないと思われます。

また，申請人においては，代替地を検討されておりますが，ほかに適地はないとのことでした。

したがいまして，周辺農地への悪影響もないと思われるため，許可相当であると考えます。

議長（田嶋 輝男）

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

議長 (田嶋 輝男)
その通路は、貸し借りの契約をしていますか。また、将来、揉める原因とはならないのですか

事務局 (上脇 重樹)
別添図面の1ページの地籍図右画をご覧ください。南側の水路から4.5メートル幅で通路をとってあります。東側の農地も申請人の所有地が含まれておりまして、旧来から通路として、自己所有農地を含めて営農のための通路として設けられているところでございます。

議長 (田嶋 輝男)
問題は無いのですね。

事務局 (上脇 重樹)
問題は、ありません。

議長 (田嶋 輝男)
他にないでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第24号

農用地利用集積計画を議題といたしますが、本件の貸借の整理番号29については、〇〇〇〇〇〇委員の件であり、また、整理番号30については、〇〇〇〇〇〇委員の件であり、議事参与の制限に該当しますので、まず、〇〇〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇〇〇委員の件以外の件についてを審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

説明に先立ち、議案第24号農用地利用集積計画書について、提案の前に先に送付の議案書に一部修正がございましたので、本日皆様の席に差し置きの議案書を正本として提案いたしますので、お詫び申し上げますとともに先に送付のものは回収させていただきたいと思っております。

それでは、平成28年農用地利用集積計画書第5号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成28年6月1日となります。

1頁をご覧ください。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第24号平成28年農用地利用集積計画

書第5号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより1番から28番までの質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ありませんか。

5番委員 (堂後 委員)

所有権移転についての、1ページの1番について、畑が2筆となっているが1筆でないか。

事務局 (榎木 海斗)

記入間違いです。訂正をお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

他にはありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、貸借の整理番号29〇〇〇〇委員の件を審議しますので、〇〇〇〇委員は、退席をお願いします。

(〇〇〇〇委員 退席)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、整理番号29について、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

改めてご説明いたします。8頁をご覧ください。整理番号29番、借人が〇〇〇〇さん、貸人が〇〇〇〇さん。5年契約の1反当り10,000円の賃借料となっております。こちらは、農地法3条での契約となっておりましたが、今回は基盤法に移し替え新規の契約となっております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

それでは、〇〇〇〇〇〇委員の着席を許します。

議長 (田嶋 輝男)

次に、貸借の整理番号30〇〇〇〇委員の件を審議しますので、〇〇〇〇〇〇委員は、退席をお願いします。

(〇〇〇〇委員 退席)

議長 (田嶋 輝男)

それでは、整理番号30について、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

8頁をご覧ください。整理番号30番、借人が〇〇〇〇さん、貸人が〇〇〇〇さん。5年契約の全体で初2俵の賃借料となっております。こちらは新規の契約となっております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇〇〇委員の着席を許します。

議長 (田嶋 輝男)
日程第7 議案第25号
農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段面積）の見直しについてを
議題といたします。
それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)
それでは、議案第25号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段面積）の見直しについて説明させていただきます。
先に、議案書と一緒に送付いたしました「議案第25号資料」の1ページをご覧くださいと思います。
これにつきましては、農業委員会の適正な事務実施の一つとして、国から毎年、見直しの検討を行うように指示があったもので、これに基づくも

のであります。

下限面積につきましては、ご存知のとおり農地法により、農地の所有権移転や貸し借りをを行う場合、その譲受人あるいは借り手の方は、その資格要件として取得後の合計面積が、ある一定以上の面積でなければならないというものであり、阿久根市の場合はこれが30アール以上なければ、農地の所有権移転や貸し借りをを行うことができないものであり、この一定以上の面積のことを「下限面積」といいます。

下限面積につきましては、以前は県が定めていましたが、平成21年の農地法の改正に伴いまして、各農業委員会で定めることができるようになったものであります。

それでは、お手元の資料2ページをお開きいただきたいと思います。

この最初の部分に「参考」「農地法施行規則」と記してございますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準について、これに従い別段の面積を定めた場合は、その面積がすなわち「別段面積」となります。

阿久根市の場合はこの基準に従いまして、平成21年11月の総会において、30アールと定めたところであり、以降、毎年見直しを行っておりますが、これまで毎年30アールの設定としているところです。

今回の見直しの根拠につきましては、資料1ページの中ほどの「見直しの根拠」について記載のとおり、農業委員会の適正な事務内で、農地法第30条の規程に基づき農業委員会は毎年1回、その区域にある農地の利用状況について調査を行わなければならないとされております。

この利用状況調査及び2010年の農林業センサスを踏まえ、国は毎年下限面積の検討を求めています。

この、別段面積の基準の算定に必要な数値として認めている、2010年農林業センサスですが、これは5年に1度実施されている国の調査であります。この元データによる下限面積の試算結果を、資料3ページに掲載いたしました。

この3ページの上の要約に記載してありますように、農業委員会が定めようとする別段の面積＝下限面積においては、その定めようとする面積未満、すなわち30アール未満の農地等に携わる農家数が、総農家数のおおむね4

0%を下らないように算定されるものであることとなっております。

これに基づき、阿久根市の場合は、30アール未満の割合がクリーム色で着色してあります「45%」になります。また、これまでの農地法第3条業務における、下限面積についても何ら問題は生じておりません。

また、4ページに鹿児島県下の別段面積の設定状況一覧を載せておりますが、この表を見ますと、西之表市・志布志市・さつま町が50アール、曾於市が40アール、市においては奄美市だけが20アールであり、これ以外の市は近隣市や長島町も30アールとしております。

これらを総合的に判断して、下限面積につきましては今回もこれまでと同様での「30アール」としたいと考えます。

以上で説明を終わりますが、何卒よろしく願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

事務局としましては、説明のとおり、また、県下各市の状況も勘案し、これまでどおり下限面積を30アールのまま据え置きたいとの考えであります。これについて、質疑、意見等がありましたらお願いします。

5番委員 （堂後 委員）

1ページの下から2行目の2010年農林業センサスとあるが、昨年度実施した分は、公表されていないのですか。

事務局 （濱崎 春香）

農水省から阿久根市の個別データがまだ届いていないため、2015年農林業センサスの結果を使うことは出来ませんでした。

議長 （田嶋 輝男）

ほかにございませんでしょうか。

8番委員（尻無濱 委員）

20アール未満の農家戸数は、何パーセントありますか。

事務局（濱崎 春香）

詳しいデータをもらっていないため、はっきりと言えません。

議長（田嶋 輝男）

2010年度は、分かりますか。

30アール未満のものですが。

事務局（濱崎 春香）

調べてみないと、分かりません。

議長（田嶋 輝男）

そう言うことで、よろしいでしょうか。

8番委員（尻無濱 委員）

はい。

議長（田嶋 輝男）

他にございませんでしょうか。

議長（田嶋 輝男）

下限面積については、これまでどおり、30アールに据え置くことにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については30アールのまま据え置くことに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第26号

農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (新坂 謙二)

それでは、議案第26号について説明をさせていただきます。

先に議案書と一緒に送付しました資料の中の、「議案第26号 資料」と題しました資料をご覧いただきたいと思います。

平成28年3月の総会におきまして、「農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の案につきましては「可決」していただき、市民の皆さまに対し「広報あくね」や「市のホームページ」により、農業委員会活動に対する意見や要望等につきまして、周知し、4月から5月8日までの間、意見・要望等を諮ってきたところでございますが、これに伴う意見等につきましては、結果として 特に寄せられなかったところがございます。

つきましては、本日の総会ではこれを受け、先の3月の総会にて提示しました件につきまして、県から国に報告することとなっておりますので、最終的

な確認をするべく、本日付けで、平成27年度に実施した主要な活動計画を、決定していただくものでございます。

なお、本日は、3月の総会後に国が示した、平成28年度の活動計画につきまして、説明させていただきたいと思っております。

議案第26号資料をご覧ください。平成28年度の活動計画（案）についてでございますが、農林水産省から、農業委員会の活動を、より市民に分かるように計画を策定するようにとの通知によるものでございます。この議案も総会で承認していただいた後、ホームページにて公表していく予定でございます。

1ページをご覧ください。

（ 議案資料にて説明 ）

説明は以上でございます。

議長 （田嶋 輝男）
事務局の説明が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 （田嶋 輝男）
質疑ありませんか。

5番委員 （堂後 委員）

農業委委員会の状況の農業就業者数は、正しい数値ですか。また、女性の510人は、どう見たらよいか教えてください。

事務局（谷口局長）

少し、調べさせてください。

5番委員（堂後 委員）

2ページ目と3ページ目に、管内の農地面積とありますが、1ページの農地台帳面積とは別物になるのですか。

事務局（新坂 謙二）

管内の農地面積については、地籍情報システムから計上したものです。

5番委員（堂後 委員）

台帳とは別物と考えてよいのですか。

事務局（新坂 謙二）

地図情報の数値が、正しいと考えています。

5番委員（堂後 委員）

遊休農地面積についても乖離があるが、どのように考えたら良いのでしょうか。

事務局（新坂 謙二）

1ページは、統計上の数値であり、2ページ以降は、昨年度の資料より計上したものであります。

議長（田嶋 輝男）

統計上と実面積は違うということでしょうか。

事務局 (新坂 謙二)

どの数値を使用するかについては、記載要綱等を調べて、修正したものを届けます。

議長 (田嶋 輝男)

センサス等を確認して、後程提示してください。

9番委員 (京田 委員)

2ページの新規参入者の取得農地面積について、考え方を教えてください。

事務局 (榎木 海斗)

新規参入者の数については、農政課で把握している数値を記載してあります。取得した面積については、農業委員会を通じて、取得した面積であり、相続や親の土地での耕作は計上していない数値になります。

9番委員 (京田 委員)

下限面積に達しているのかの確認でした。

議長 (田嶋 輝男)

他にございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:12